

# 2022 年度信州 ACE（エース）プロジェクト 普及発信事業委託業務 仕様書（案）

## 1 目的

健康づくり県民運動である信州 ACE（エース）プロジェクト（以下、「ACE プロジェクト」という）の普及発信については、これまで公式 Twitter や公式 Facebook、公式 Instagram といった SNS や、専用サイトや ACE ネット通信等の電子媒体の活用、各種セミナーの開催等により ACE プロジェクト（Action（体を動かす）、Check（健診を受ける）、Eat（健康に食べる））の取組や健康づくりに関する情報等を発信してきた。しかし、若者から働き盛り世代（以下「ターゲット層」という。）には、健康づくりの大切さや、健康のための具体的な取組手法が未だに浸透しておらず、こうした世代の身体活動・野菜摂取の不足といった健康課題は依然解消されていない状況にある。

健康づくりに関心が低いターゲット層をはじめとしたより多くの県民が、健康づくりの重要性に気づき、積極的に行動に移してもらえるよう、「具体的な取組手法」を示し、効果的な普及発信を実施する。

## 2 業務名

2022 年度信州 ACE（エース）プロジェクト普及発信事業委託業務

## 3 委託する事業の内容

- (1) 「働き盛り世代の『健康づくりチャレンジ大作戦』グランプリ 2022」（以下「グランプリ」という）の広報等関連業務

（※グランプリの概要は、別紙チラシ及び実施要領のとおり）

受託者は、グランプリの実施に当たり必要な以下アからエの業務を実施する。

### ア 参加者募集リーフレットの制作・配布

- (ア) 仕様および部数（予定）

A3 二つ折り 35,000 枚

付箋等により 20 部ずつ分けて納品すること。

リーフレットの内容は過去のグランプリのリーフレットの内容を参考に健康増進課と打ち合わせをした上で決定する。

- (イ) 納品期限

令和 4 年 5 月末日（健康増進課と要相談）

- (ウ) 受託業者による配布枚数

参加が見込まれる事業所等へ作成部数の 1 / 3 以上配布

（残り部数は県および県関係団体が、市町村や県機関、県内事業所等へ配布する。）

### イ ウォーキングイベント（またはウォーキング講習会）の開催・運営

受託者は、グランプリ参加者を中心とした県内の働き盛り世代を対象に、健康運動指導士等といった講師による屋外でのウォーキングイベント（またはウォーキング講習会）を開催する。また、参加者募集のためのチラシを作成する。

- (ア) 内容

参加者がアクセスしやすい場所でのウォーキングイベントの開催（当日運営含む。）

概要は別表 1 のとおり

- (イ) 広報媒体の作成

参加者募集のためのチラシの作成（A4 10,000 枚を想定）及び配布  
付箋等により 20 部ずつ分けて納品すること。

（作成部数の 1/3 以上。残り部数は県および県関係団体が、市町村や地域振興局、保健福祉事務所、県内事業所等へ配布する。）

（ウ）ウォーキングイベント参加者の受付・管理

ウ グランプリの表彰にかかる賞状・副賞等の調達および講演会（表彰式）の開催・運営

（ア）調達物品の概要

概要は別表 2 のとおり

（イ）調達物品の納品時期（予定）

令和 5 年 1 月中

（ウ）講演会（表彰式）の概要

概要は別表 3 のとおり

エ 「健康 ACE 企業」（以下、「ACE 企業<sup>※1</sup>」という。）の PR 物品の作成

※1 グランプリで 1 位となった企業（3 者を想定）

（ア）PR ポスター、リーフレットの作成（予定）

ポスター：B2 判 1,000 部 リーフレット：A4 両面 10,000 部

（イ）PR ポスター、リーフレットの納品期限

令和 5 年 1 月中

（ウ）受託業者による配布枚数等

県内の人目につくような場所へポスター 100 部、リーフレット 1000 部を設置

（残り部数は県および県関係団体が、市町村や県機関、県内事業所等へ配布する。）

（エ）その他の PR

ポスター、リーフレット以外にも ACE 企業について PR ができるものがあれば併せて提案すること。

## (2) ターゲット層に向けた健康づくりの普及・発信

受託者は、ACE プロジェクトの名称及びその内容を県民に広く浸透させるとともに、県民が健康づくりを実践するような行動変容を促す効果的かつ効率的な健康づくりに関する広報を行うため、以下アからイを行う。このほか効果的な企画があれば併せて提案すること。

ア SNS (Twitter) 利用者（若年層から働き盛り世代）を対象とした『＃マイエース』投稿キャンペーン」（以下「投稿キャンペーン」という）の広報等関連業務

（ア）ターゲット層及び内容

ターゲット層を若年層～働き盛り世代とし、ターゲット層の利用率が高く拡散能力に優れている Twitter を用い健康増進課が 10 月（予定）に開催する投稿キャンペーンへの参加を誘引するため、広告媒体からランディングページや ACE プロジェクト専用サイト（キャンペーン告知ページ）、ACE プロジェクト公式 Twitter に誘導する仕組みを作る。

（イ）手法・規格等

a. Web 広告の制作・配信

- ・規格：ランディングページを制作した上で YouTube 広告（TrueView インストリーム）、Google 広告（レスポンシブディスプレイ）、LINE 広告（各種配信面）を用いて誘導。

- ・期間：令和4年8月から令和4年10月まで
  - b. ラジオ CM の制作・放送
    - 概要は別表4のとおり
    - ・規格：県内 AM ラジオ局、FM ラジオ局の中から1局選定し、20秒以上の番組間 CM 及び時報 CM を制作・放送
    - ・期間：令和4年9月から令和4年10月まで
  - c. フリーペーパー広告
    - ・規格：県内4地域（東信、北信、中信、南信）の各地域の情報紙1頁に広告を掲載。
    - ・期間：令和4年9月
  - (ウ) 賞品
    - ・規格：QUO カード 1,000 円分×50 枚を調達
    - ・納品期限：令和4年11月
    - ・納品場所：健康増進課（(エ) に示すとおり納品すること）
  - (エ) 当選者の選定準備・発送準備
    - ・選定準備：参加者の「#マイエース」付きのツイートを Action、Check、Eat ごとに Excel 表で一覧にまとめ健康増進課へ提出
    - ・発送準備：健康増進課の選定後、賞品当選者とダイレクトメールを通じやりとりし、賞品を発送用封筒に詰め宛名ラベルを貼付するまでの作業を行い、直ちに発送できる状態にして健康増進課へ納品すること  
（発送は健康増進課で行う。ダイレクトメール本文や発送時の送付文については健康増進課作成文面作成し、別途データで提供する。また、ダイレクトメールが送付できるよう公式 Twitter の ID・PW 等のアカウント情報について別途提供する。）
  - (オ) 進捗管理、ツイートアクティビティの分析・取りまとめ
    - ・内容：一週間ごとのツイートアクティビティについてまとめ分析を行うこと  
分析しまとめたデータは Excel データにして健康増進課へ提出すること
    - ・提出期限：令和4年11月14日（月）
- イ 企業向け「健康経営実践講座」（オンライン版）の開催・運営
- (ア) 内容
 

講座内容は、健康経営の説明だけでなく、既に健康経営を導入している企業の事例や、具体的に何から取り組めばいいのかといった「具体的な取組手法」を示す実践的な内容とすること。募集は「グランプリ」とセットで展開し、募集チラシを A4 で 5,000 部作成（内容に教材的要素含む）して広報すること。
  - (イ) 実施回数・時期
 

回数は最低2回以上とし、時期については多くの企業にとって参加が難しい時期（大型連休、お盆、年末年始周辺など）は避けること。

## 4 留意点

- (1) 委託する事業について

ア 広報の具体的内容については随時、健康増進課と打ち合わせを行った上で決定する。

また、各媒体での発信においては、地域に偏りなく、可能な限り全県へ向けて行うこと。

広報の内容に変更・更新の必要性が生じた場合には、健康増進課と協議の上、迅速に対応すること。広報実施時期・事業スケジュールについては別表5のとおりとする。

イ 広報のために制作した広告・リーフレット・記事・映像等は、可能な限り健康増進課の求めに応じて、県HP及びACE専用サイト、SNS等に掲載できるよう加工して提供すること。

ウ 委託する業務については、実施時点における新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた感染予防策等の対応を行うこと。

## (2) プロポーザルについて

企画の提案にあたっては上記「3 委託する事業の内容」を参考とすること。ただし、一部を変更することでより効果的な提案ができる場合には、事業全体の流れを損なわない範囲で企画を提案できるものとする。また、新型コロナウイルスの感染状況により人が集められないなど内容の変更が必要と想定される事業については、代替案を併せて示すこと。

## 5 打ち合わせ等

事業期間中の打ち合わせは、随時行うが、その他で打ち合わせをする必要が生じた場合、受託者は、健康増進課の求めに適時、適切に対応するものとする。

## 6 委託料に含まれる経費

- (1) 事業を実施するために要する人件費
- (2) 制作物のデザイン・作成・運用・配信及び広報実施に係る費用
- (3) 報告書及び打合せ等の資料印刷費及び打合せのために要する交通費
- (4) ウォーキングイベント開催に係る一切の経費
- (5) 賞状台紙および筆耕代、副賞・景品等表彰用物品調達に係る費用
- (6) 講演会（表彰式）の開催に係る一切の経費
- (7) 投稿キャンペーンの広報実施に係る一切の経費及び賞品調達・発送準備に係る経費
- (8) 健康経営実践講座開催・運営に係る経費
- (9) その他、委託に係る運営管理費

## 7 知的財産権等の取扱い

本契約により新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取扱いは、以下によるものとする。

### (1) 契約に関する開示情報等の取扱い

受託者は、本契約に関して健康増進課が公開した情報等及び契約履行過程で生じた成果物等に関する情報（公知の情報を除く。）を契約の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

ただし、当該情報等を契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に健康増進課の承認を得るものとする。

### (2) 本契約により新たに作成される成果物の著作権の取扱いは、次のとおりとする。

ア 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に規定する権利を健康増進課に無償で譲渡するものとする。受託者は、いかな

る場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

イ 健康増進課は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、及び任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ 受託者は、健康増進課の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条に規定する権利を行使できないものとする。

(3) 本契約にあたり、生じる特許権等の産業財産権を受ける権利については、次のとおりとする。

ア 産業財産権を受ける権利の対象となる発明又は考案（以下「発明等」という。）が主として健康増進課の技術指導によるものである場合については、その産業財産権を受ける権利は健康増進課に帰属する。

イ 発明等が、主として受託者の創意研究によるものである場合については、その産業財産権を受ける権利は受託者に帰属する。

ウ 前記の場合において、その帰属の判定が困難な場合については、健康増進課及び受託者の共有とする。

エ 本契約にあたり、第三者の著作権及び産業財産権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

オ 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分に配慮し、これを行わないこと。

カ すべてのライセンス契約について、健康増進課に代わり必要な登録作業を行うこと。

## 8 業務委託完了時の提出書類

本事業終了後 5 日以内（令和 5 年 3 月 15 日（木）まで）に以下の書類を提出すること。

(1) 2022 年度信州 ACE（エース）プロジェクト普及発信事業委託業務 実績報告書（委託契約書第 7 条関係様式第 1 号）

なお、実施した広報について効果・分析をまとめた「広報効果分析報告書」（任意様式）を添付して提出すること。

(2) その他県が必要と認める書類

## 9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務の一部を効率的に行う上で必要と思われる業務については、健康増進課と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者（再委託を受けたものも含む。）は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の為に利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 個人情報の取得・保護・管理について

個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失が生じないこと。

(4) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。

## 10 その他

- (1) 提案内容は、原則すべて契約予定金額の範囲内に含めること。また、それらによらない場合は、費用等を明記すること。
- (2) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象経費と認めず、減額する場合がある。
- (3) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、健康増進課との連絡調整を行う。
- (4) 受託業務の実施に当たっては、健康増進課等において打合せを行うこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、健康増進課と受託者が協議して決定する。

(別表1) ウォーキングイベント概要

時期	・ 9月～11月の参加者が集まりやすい日程・時間帯とすること
会場	・ 県内の大勢の参加者がアクセスしやすい屋外の会場とすること
想定参加者	・ グランプリ参加者をはじめとした、県内働き盛り世代およびその家族等
コース及び内容	・ 参加者にとってウォーキングをより身近なものとするを目的とし、初心者～中級者程度のコース及び内容とすること ・ 疲れにくい歩き方や燃焼率を上げる歩き方など「具体的な取組手法」を交えて紹介し、イベント後の継続的な運動習慣の定着へつながる内容とすること
その他	・ 参加者募集のためのチラシを作成すること ・ 当日の内容・流れがわかるパンフレット等資料を当日参加者へ配布すること ・ 当日はブース出展や講師によるウォーキング講座等参加者が集い、楽しめるイベントとし、イベントの運営、管理、参加者の誘導等に支障のない体制とすること ・ 開催時期の新型コロナウイルス感染症の状況に応じた感染予防策を講じるとともに、必要な場合はオンラインでの開催や代替事業を実施するなど柔軟な対応をすること

(別表2) グランプリ表彰式に係る調達物品概要

納期	・ 令和5年1月まで(予定)
表彰用品(予定)	・ 知事表彰用賞状 × 9 (ウォーキング大賞、ウォーキング大賞 Over10、サキベジ大賞 各×3) ・ 知事表彰用賞状筒× 9 ( // ) ・ 知事表彰用副賞 × 9 ( // ) ・ 特別賞用景品 × 300 ※ 物品数については目安とし、正確な数は打ち合わせの中で確定する。
調達金額	・ 228,000円以内(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

(別表3) 講演会(表彰式)概要

時期	・ 令和5年1月下旬(予定) ・ 受賞企業が参加しやすいような時期とすること
会場	・ 講演・表彰にふさわしい会場とすること
想定参加者	・ グランプリ受賞企業関係者、県内企業経営者・人事担当者 ・ 100人規模
内容	・ 健康経営に関する事例発表もしくは講演会 ・ 表彰 ・ 受賞者コメント
その他	・ 参加者募集のためのチラシを作成し、参加が見込まれる団体へ配布すること ・ 当日の内容・流れがわかるパンフレット等資料を参加者へ配布すること ・ 当日は表彰の他、受賞者からのコメントの時間や健康経営に関する事例発表や講演も含めたイベント性があり人が集まる内容とすること ・ 開催時期の新型コロナウイルス感染症の状況に応じた感染予防策を講じるとともに、必要な場合はオンラインでの開催や代替措置をとるなど柔軟な対応をすること

(別表4) ラジオ CM 概要

	番組間放送用	時報用
期間	令和4年9月から令和4年10月	令和4年10月
種類	2種類 (開催期間前周知及び開催期間中周知)	1種類
回数	合計40本以上	8本以上

(別表5) 広報実施時期・事業スケジュール(予定)

日程	グランプリ関係	投稿キャンペーン関係	健康経営セミナー関係
令和4年4月下旬	契約・打ち合わせ開始 (内容・不明点の確認、制作開始)		
～5月31日(火)	打ち合わせ、制作、確認等		
6月1日(水)～	グランプリ広報開始 (リーフレット等準備出来次第広報・募集開始)		・健康経営実践 講座の開催
7月1日		投稿キャンペーン広報開始	
9月1日(木)	グランプリ開始	ラジオCM開始	
9月～11月中	ウォーキングイベント(仮)		
10月1日		投稿キャンペーン開始	
10月31日		投稿キャンペーン終了	
11月30日(水)	グランプリ終了		
令和5年1月中	表彰式、健康ACE企業のPR	賞品の調達	
3月15日(水)まで	業務報告書の提出		



